

中野区自治基本条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第7条（略） （基本構想の制定等）</p> <p>第8条 区は、区議会の議決を経て、区政運営の指針となる基本構想を、財政見通しを踏まえた上で定めるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第9条～第20条（略） 附則（略）</p> <p>附則（平成23年11月1日条例第48号） この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>第1条～第7条（略） （基本構想の制定等）</p> <p>第8条 区は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）に定めるところにより</u>、区議会の議決を経て、区政運営の指針となる基本構想を、財政見通しを踏まえた上で定めるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第9条～第20条（略） 附則（略）</p>

中野区自治基本条例の一部を改正する条例（条例第48号）は、平成23年（2011年）11月1日に公布・施行しました。